

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1775
- 北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定【会計室】 1777
- 利用料金の額の承認【産業経済局観光にぎわい部観光・コンベンション課】 1778

### ◇ 公 告

- 北九州市農業振興地域整備計画案等の縦覧【産業経済局農林水産部農林課】 1790

### ◇ 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 1791
- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】 1794

北九州市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成26年5月9日

北九州市長 北橋健治

1 認可地縁団体の名称

棕枝町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	—	濱野 利延	北九州市八幡西区棕枝二丁目8番12号
変更後	平成22年 4月11日	沖嶋 七海男	北九州市八幡西区棕枝二丁目5番1号
	平成24年 4月8日	中村 雅子	北九州市八幡西区棕枝二丁目1番13号
	平成26年 4月13日	森 登美子	北九州市八幡西区棕枝二丁目8番3号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	変更年月日	主たる事務所の所在地
変更前	—	北九州市八幡西区棕枝二丁目8番12号
変更後	平成22年 4月11日	北九州市八幡西区棕枝二丁目5番1号
	平成24年 4月8日	北九州市八幡西区棕枝二丁目1番13号
	平成26年 4月13日	北九州市八幡西区棕枝二丁目8番3号

北九州市告示第 273 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 26 年 5 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称  
上の原自治区会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	脇山 史雄	北九州市八幡西区上の原一丁目 4 番 17 号
変更後	南 勝信	北九州市八幡西区上の原四丁目 28 番 15 号

- 3 変更年月日  
平成 26 年 4 月 5 日

北九州市告示第274号

北九州市指定金融機関等事務取扱規則（昭和39年北九州市規則第52号）  
第3条第6項の規定により、次のとおり告示する。

北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定（平成25年北九州市告示第215号）は、廃止する。

平成26年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 総括出納取扱店

株式会社福岡銀行 北九州営業部

2 出納取扱店

区 別	取 扱 店
門司区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
小倉北区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
小倉南区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
若松区	株式会社西日本シティ銀行 若松支店
八幡東区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
八幡西区	株式会社北九州銀行 八幡支店
戸畑区	福岡ひびき信用金庫 浅生支店

3 収納取扱店

（別紙省略）

北九州市告示第275号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項及び北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第17号）第6条第3項の規定により、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの北九州国際会議場の利用料金の額について承認したので、北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年規則第12号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類	金 額								備 考
	区分	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	午前・午後 (9時～17時)	午後・夜間 (13時～22時)	終日 (9時～22時)		
国際会議場 ホール、会議室及び控室	メインホール	平日	円 48,000	円 64,000	円 76,800	円 102,400	円 125,400	円 154,600	1 規定時間区分以外の時間に利用する場合の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  (1) 12時から13時まで午前に係
		土曜日 日曜日 休日	57,600	76,800	92,200	122,900	150,500	185,500	
	イベントホール	平日	45,000	60,000	72,000	96,000	117,600	144,900	
		土曜日 日曜日 休日	54,000	72,000	86,400	115,200	141,100	173,900	

国際会議室		39,000	52,000	62,400	83,200	101,900	125,600
第11会議室		10,800	14,400	17,300	23,000	28,200	34,800
第21会議室		17,300	23,000	27,600	36,900	45,100	55,600
第21会議室を4区分して使用する場合	1区分当たり	4,200	5,600	6,700	9,000	11,000	13,500
第22会議室		9,000	12,000	14,400	19,200	23,500	29,000
特別会議室		15,000	20,000	24,000	32,000	39,200	48,300
第31会議室		4,800	6,400	7,700	10,200	12,600	15,500
第32会議室		12,600	16,800	20,200	26,900	33,000	40,600
第33会議室		9,000	12,000	14,400	19,200	23,500	29,000
控室	2室目からの1室当たり	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	6,000

る規定の額の3分の1に相当する額

(2)

17時から18時まで午後に係る規定の額の2割5分に相当する額

(3)

0時から9時まで又は22時から24時まで1時間又はその端数ごとに午後に係る規定の額の5割

に相当する額

2 営利のための販売会、展示会等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の15割に相当する額とする。

3 仕込み又はリハーサルを目的とする場合の額は、利用時間の属する規定時間区分又は規定時間区分以外の部分の額の5割に相当する額とする。

4 ホール





			に満たない場合の利用料金は、日割計算とする。
設備・器具	映像設備	200インチハイビジョンプロジェクター	次に掲げる算定方法による額のうちいずれか少ない額とする。 (1) 1台につき1分又はその端数ごとに1,000円。ただし、利用時間が150分を超える場合は、150,000円とする。 (2) 1台につき4時間又はその端数ごとに50,000円(2台目からあつては、40,000円)。ただし、利用時間が12時間を超える場合は、150,000円(2台目からあつては、120,000円)とする。
		110インチハイビジョンプロジェクター	次に掲げる算定方法による額のうちいずれか少ない額とする。 (1) 1台につき1分又はその端数ごとに800円。ただし、利用時間が150分を超える場合は、120,000円とする。 (2) 1台につき4時間又はその端数ごとに40,000円。ただし、利用時間が12時間を超える場合は、120,000円とする。
		90インチビデオプロ	次に掲げる算定方法による額のうちいずれか少ない額とする。 (1) 1台につき1分又はその
			1 特別の設備をし、又は備付けの設備・器具を利用するときは、市長が定める実費に相当する額を徴収する。 2 4時間を超える利用時間の端数が1時間以内である場合に限り、当該端数に係る額は、規定の額の3割に相当する額とする。

ロジエクター	端数ごとに300円。ただし、利用時間が120分を超える場合は、36,000円とする。 (2) 1台につき4時間又はその端数ごとに12,000円。ただし、利用時間が12時間を超える場合は、36,000円とする。	3 照明設備には、ゼラチンペーパーを含まない。 4 ピアノ利用料には、調律料を含まない。
46インチビデオプロジェクター	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円	
高輝度液晶プロジェクター	1台につき4時間又はその端数ごとに50,000円。ただし、利用時間が12時間を超える場合は、150,000円とする。	
携帯用液晶プロジェクター	1台につき4時間又はその端数ごとに6,000円	
スライドプロジェクター(クセノン)	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円	
スライドプロジェクター(ハロゲン)	1台につき4時間又はその端数ごとに1,500円	
35ミ	1台につき4時間又はその端数ごと	

リ映写機	に6, 500円
16ミリ映写機	1台につき4時間又はその端数ごとに3, 300円
オーバーヘッドプロジェクター	1台につき4時間又はその端数ごとに1, 500円
スクリーン(大)	1枚につき4時間又はその端数ごとに1, 000円
スクリーン(小)	1枚につき4時間又はその端数ごとに500円
ビデオカセットレコーダー	1台につき4時間又はその端数ごとに2, 000円
レーザーポインター	1個につき4時間又はその端数ごとに1, 000円
資料提示卓	1台につき4時間又はその端数ごとに3, 000円
スライドテレビコンバーター	1台につき4時間又はその端数ごとに3, 000円
レーザーディスクプレーヤ	1台につき4時間又はその端数ごとに2, 000円

	ー	
	DVD プレー ヤー	1台につき4時間又はその端数ごと に2,000円
	静止画 ディス クプレ ーヤー	1台につき4時間又はその端数ごと に3,000円
	ハイビ ジョン カメラ	1台につき4時間又はその端数ごと に20,000円
	テレビ カメラ	1台につき4時間又はその端数ごと に10,000円
	リモコ ンカメ ラ	1台につき4時間又はその端数ごと に3,000円
	中継モ ニター テレビ	1台につき4時間又はその端数ごと に1,000円
同 時 通 訳 設 備	同時通 訳装置	1式につき1日ごとに30,000 円
	同時通 訳プー ス	1個につき1日ごとに3,000円
	レシー バー	1個につき1日ごとに400円
音 響 設 備	マイク ロホン	1本につき4時間又はその端数ごと に500円
	マイク ロホン スタン ド(床 置型)	1本につき4時間又はその端数ごと に200円
	マイク	1本につき4時間又はその端数ごと

	ロホン スタン ド（卓 上型）	に100円
	ワイヤ レスマ イク	1式につき4時間又はその端数ごと に2,000円
	拡声装 置	1台につき4時間又はその端数ごと に2,000円
	コンパ クトデ ィスク プレー ヤー	1台につき4時間又はその端数ごと に2,000円
	カセッ トデッ キ	1台につき4時間又はその端数ごと に1,000円
	カセッ トテー プレコ ーダー	1台につき4時間又はその端数ごと に500円
	小型カ セット テーブ レコー ダー	1台につき4時間又はその端数ごと に300円
照 明 設 備	サスペ ンショ ンライ ト	1台につき4時間又はその端数ごと に300円
	シーリ ングラ イト	1式につき4時間又はその端数ごと に700円
	ピンス	1台につき4時間又はその端数ごと

	ポット ライト	に1, 300円
	スポッ トライ ト	1台につき4時間又はその端数ごと に200円
	調光卓	1式につき4時間又はその端数ごと に2,000円
舞 台 設 備	舞台机 (大)	1台につき4時間又はその端数ごと に200円
	舞台机 (小)	1台につき4時間又はその端数ごと に100円
	金びよ うぶ	1双につき4時間又はその端数ごと に2,600円
	毛せん	1枚につき4時間又はその端数ごと に100円
	反響板	1式につき4時間又はその端数ごと に6,000円
	指揮者 台(譜 面台付 )	1台につき4時間又はその端数ごと に200円
	譜面台	1台につき4時間又はその端数ごと に200円
	譜面灯	1個につき4時間又はその端数ごと に100円
	演奏者 椅子	1脚につき4時間又はその端数ごと に100円
	コント ラバス 用椅子	1脚につき4時間又はその端数ごと に200円
楽 器	ピアノ	1台につき4時間又はその端数ごと に5,000円
	電子オ ルガン	1台につき4時間又はその端数ごと に2,000円

その他の設備・器具	長机	1脚につき4時間又はその端数ごとに100円
	丸テーブル	1脚につき4時間又はその端数ごとに100円
	レセプションチェア	1脚につき4時間又はその端数ごとに50円
	ポータブルステージ	1台につき4時間又はその端数ごとに300円
	イベントパネル	1枚につき4時間又はその端数ごとに200円
	演台(大)	1台につき4時間又はその端数ごとに1,000円
	演台(中)	1台につき4時間又はその端数ごとに600円
	演台(小)	1台につき4時間又はその端数ごとに300円
	司会者台(大)	1台につき4時間又はその端数ごとに500円
	司会者台(中)	1台につき4時間又はその端数ごとに300円
	司会者台(小)	1台につき4時間又はその端数ごとに200円
	サインスタンド	1台につき4時間又はその端数ごとに100円
	賞状盆	1個につき4時間又はその端数ごとに100円

テーブルクロス	1枚につき4時間又はその端数ごとに200円
国旗	1枚につき4時間又はその端数ごとに200円
卓上旗セット	1式につき4時間又はその端数ごとに100円
パーソナルコンピュータ	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円
仮設電話機	1台につき4時間又はその端数ごとに700円
シャワー設備	1式につき4時間又はその端数ごとに200円
持込み電気器具用コンセント	1kWにつき4時間又はその端数ごとに300円
ロッカー	1個1回につき100円



北九州市公告第347号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、北九州市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、変更後の農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧期間

平成26年5月12日から同年6月10日まで（土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）。

2 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

3 意見書の提出について

本市の区域内に住所を有する者は、上記縦覧期間満了の日までに、変更後の農業振興地域整備計画案について、本市に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書は、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。

4 異議の申出について

農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他土地に関し権利を有する者は、変更後の農用地利用計画案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に本市にこれを申し出ることができる。

## 北九州市交通局公告第13号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月9日

北九州市交通局長 白 杉 優 明

### 1. 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油 16万リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成26年7月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

#### (5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量116万リットル 平成26年6月頃

#### (6) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3. 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年6月10日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局総務経営課

イ 日時 公告の日から平成26年6月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成26年6月24日は、午後2時まで。

##### (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成26年6月17日午後2時

##### (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成26年6月10日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

##### (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成26年6月23日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成26年6月24日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上

。ただし、契約規程において準用する契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

160,000ℓ

(2) Deadline of Tender(by hand)

2:00p.m., June 24, 2014

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., June 23, 2014

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,  
City of Kitakyushu

北九州市交通局公告第14号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月9日

北九州市交通局長 白 杉 優 明

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 14万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年4月24日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社新出光九州支店福岡エリア  
福岡市博多区上呉服町1番10号
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額 115円80銭
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成26年3月12日
- 8 落札方式  
最低価格による。